

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年2月18日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 米田 憲司

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

清水川排水機場年点検業務委託（国補正） 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

契約締結日から令和9年3月23日まで

(4) 入札書に記載する金額

入札は、紙入札により行うものであること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含めた契約申込金額とすること。併せて、課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が以下のいずれかの業種区分に登録されているものであること。

ア 「機械等（建物等以外）保守点検」の「設備（建物等以外）保守点検」

イ 「機械等（建物等以外）保守点検」の「機械（建物等以外）保守点検」

(3) 平成28年4月1日以降に、国または地方公共団体が発注した排水機場又は揚・排水ポンプ設備の保守点検業務を履行完了した実績を有する者であること。

(4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県 鳥取県土整備事務所 建設総務課

4 入札手続等

(1) 入札の手続に関する担当部局

〒680-0061 鳥取県鳥取市立川町六丁目176

鳥取県 鳥取県土整備事務所 建設総務課

電話 0857-20-3594

ファクシミリ 0857-20-3598

電子メール tottori_kendoseibi@pref.tottori.lg.jp

(2) 業務の仕様に関する担当部局

〒680-0061 鳥取県鳥取市立川町六丁目176

鳥取県 鳥取県土整備事務所 維持管理課

電話 0857-20-3604

電子メール tottori_kendoseibi@pref.tottori.lg.jp

(3) 入札説明書等の交付方法

令和8年2月18日（水）から翌月2日（月）までの間にインターネットの鳥取県土整備事務所ホームページ

(<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=12241>) から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年2月18日（水）から翌月2日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ

（4）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により（1）の場所に送付すること。

（5）入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月11日（水）午後1時10分 即時開札（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月10日（火）午後5時とする。）

イ 場所

〒680-0061 鳥取県鳥取市立川町六丁目176
鳥取県東部庁舎地下1階 鳥取県土整備事務所入札室

5 入札参加者に要求される事項

（1）入札書は、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。ただし、郵便等による場合で再度入札を希望する場合は、「入札書1回目」、「入札書2回目」又は「入札書3回目」と明記した封書に、「1回目」、「2回目」又は「3回目」を明記した入札書をそれぞれ入れ密封して提出すること。なお、第2回目以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札とみなして無効とする。

（2）本件入札に参加を希望する者にあつては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、郵便等又は持参により4の（1）の場所に令和8年3月2日（月）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（3）入札者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

免除する。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

（1）入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

（2）契約書作成の要否

要

（3）落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると判断した入札者であつて、会計規則第127条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。なお、最低価格をもって有効な入札を行った者が2者以上いる場合は、くじによって決定する。

（4）手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。